

東京都文京区立千駄木小学校保護者と先生の会(P.T.A.)規約

第1章 総則

- 第1条(名称) 本会は千駄木小学校保護者と先生の会(PTA)と称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条(目的) 本会は、保護者と先生が共に協力し合い、学校・家庭・社会における本校児童の健全なる育成とその福祉の増進を図りつつ、会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。
- 第3条(性格) 本会は、前条の目的を達成するための自主独立の民主的な団体であって、他のいかなる団体よりの支配・干渉・統制を受けない。
- 第4条(不干渉) 本会は、学校ならびに地域の教育問題について協議し、又その活動を助けるため意見を具申するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。

第2章 会員

- 第5条(資格) 本会の会員は次の通りとする。
- 1.会員: 千駄木小学校に在籍する児童の保護者(以下保護者会員と称す)及び本校教職員とし、会員はすべて平等の権利義務を有する。
 - 2.名誉会員: 本会のため特に功労のあった者は、企画委員会の議を経て名誉会員として推薦することができる。新名誉会員の名簿は5月の定期総会に会長より報告し承を得るものとする。
 - 3.顧問・相談役: 本会に顧問・相談役をおくことができる。顧問・相談役は、企画委員会の議を経て会長が委嘱する。

第3章 組織と事業

- 第6条(機関) 本会はその目的を達成するため次の機関を置く。
- 1.総会
 - 2.役員会
 - 3.企画委員会
 - 4.事業委員会
 - 5.学級会・学級委員会・学年委員会
 - 6.臨時委員会
- 第7条(事業の分掌) 本会の事業遂行のため、事業委員会に次の専門委員会を設け、それぞれの事業を分掌する。専門委員会は、各学級より1名ずつ選出された委員を以て構成される。
- 1.全学年委員会: 学年間の相互連絡・調整・ベルマーク収集
 - 2.広報委員会: 会報を発行し、PTA活動状況・学校の教育状況を会員に知らせる
 - 3.校外委員会: 地域におけるPTA活動・各地区担当委員選出
- 第8条(臨時委員会) 学校及び本会創立記念事業等のため、必要に応じて臨時委員会及び専門部を設けることができる。臨時委員会及び専門部はその構成・存置期間等について、企画委員会の議を経なければならない。

第4章 総会

- 第9条(総会の機能) 総会は本会の最高議決機関であって、保護者会員及び教職員を以て構成され、次の事項について審議・承認を行う。
- 1.役員・会計監査・各専門委員会委員長(以下委員長と称す)の承認
 - 2.事業計画ならびに事業報告
 - 3.年度予算ならびに決算報告
 - 4.規約改正
 - 5.その他本会運営に必要な事項
- 第10条(総会の開催) 本会の定期総会は毎年度5月に開催し、臨時総会は企画委員会が特に必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があったとき、これを聞く。尚、臨時総会は、企画委員会が妥当と認めた場合、書面乃至それに準ずる電子的手続きによる決議もこれを認める。
- 第11条(成立と議決) 総会の定足数は、委任状を含めて会員数の5分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第5章 役員会・企画委員会

- 第12条(役員会) 役員会は本会の執行機関であって、役員及び会計監査を以て構成し、原則として一学期に一回以上の定例会議を開くほか、会長又は校長が必要と認めたとき、又は役員会の3分の1以上の要求があったとき、臨時にこれを聞く。
- 第13条(企画委員会) 企画委員会は本会の建議機関であって、役員・会計監査・委員長を以て構成し、必要に応じてこれを聞く。企画役員会は本会の中核の運営機関であり、総会に次ぐ議決機関とし、次の事項について審議・承認を行う。
- 1.総会へ提出する議案及び報告書の作成
 - 2.総会における承認事項の細部計画の協議検討及びその調整と遂行
 - 3.名誉会員・顧問及び相談役の推薦
 - 4.企画委員会構成員に欠員を生じた場合の補充
 - 5.その他本会運営に必要な事項の立案・協議及びその承認と遂行

第6章 学級会・学級委員会・学年委員会

- 第14条(学級会) 学級会は、学級活動の向上及び相互の連絡を図るために、その学級に属する保護者会員及び学級担任によって

構成される。

第15条(連絡機関) 各学級間及び各学年間の連絡調整のため、全学年委員会の内部組織として次の委員会を置き、必要に応じて開催される。

1.学級委員会： その学級に属する委員全員及び学級担任によって構成され必要と認めた時開催される。

2.学年委員会： その学年に属する全委員・学年主任・学級担任によって構成され、全学年委員長又は学年主任が必要と認めた時開催される。但し、全学年委員長はその学年に属する全委員の意見を聴取した上で、開催の必要性を判断する。

第7章 役員・会計監査・委員長・委員

第16条(役員の定数) 本会の役員は次のとおりとする。

1.会長・校長： 1名(保護者)、校長

2.副会長・副校长： 2名以上(保護者2名以上)、副校长

3.書記： 4名以上(保護者2名以上、教職員1名から2名)

4.会計： 4名以上(保護者2名以上、教職員1名から2名)

第17条(監査・委員長・委員) 本会の会計監査・委員長及び委員は次の通りとする。

1.会計監査： 3名以上(保護者2名以上、教職員1名)

2.委員長： 各専門委員会にそれぞれ委員長をおく。

3.委員： 各学級より選出された保護者及び全教職員とし、第7条に規定された各委員会に属する。

第18条(職務) 役員・会計監査・委員長・委員の任務は次のとおりとする。

1.会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。

2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3.校長・副校长は先生を代表し、本会運営においてそれぞれ会長・副会長に相当する役割期待を担う。

4.書記は、総会・役員会・企画委員会の記録を司ると共に、会議の召集、その他の連絡に当たる。

5.会計は本会の経理を司る。

6.会計監査は本会の監査に当たる。

7.委員長はそれぞれの事業を遂行する。

8.委員は所属の委員会を通じて会務を分掌する。

第19条(任期) 1.役員・会計監査・委員長・委員の任期は全て1年とし、再任は妨げない。ただし会長は2年を限度とする。

2.任期中の欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。

第20条(兼任) 兼任の可否は次の通りとする。

1.役員・会計監査・委員長・委員はそれぞれ兼任出来ない。

第8章 役員・会計監査及び委員長等の選出

第21条(指名委員会) 役員・会計監査及び委員長等の指名候補者選出のために指名委員会を設ける。

1.指名委員会は、例年2学期より次の方法によって選ばれた指名委員により次年度の役員・会計監査及び委員長等の指名を行う。

(イ) 各専門委員会より選出された2名ずつの保護者及び企画役員会の中より選出された5名以上、教員の中より選出された3名で構成される。

2.現会長は指名委員会を召集するが、指名委員には選出されない。ただし、オブザーバーとして出席し、参考意見を述べることができる。

3.指名委員会は次の手続きを経て、次期役員・会計監査及び委員長等候補者を指名するものとする。

(イ) 指名委員会は、委員数の3分の2以上を定足数として成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。

(ロ) 指名委員会は、協議の上、次期役員・会計監査及び委員長等の候補者名簿を作成し、被推薦者の同意を得た後、2月末日までにその名簿を企画委員会に提出する。

第22条(選挙) 役員・会計監査及び委員長等の選挙は、別に定める選挙細則による。

第9章 副委員長の選出

第23条(副委員長) 各専門委員会の副委員長(2名)は、新年度開始後の各専門委員会において委員長より指名する。

第10章 会計

第24条(経費) 本会の経費は、会費・事業収入等を以てこれにあてる。

第25条(会費) 会費は児童一人当たり年額5,500円とする。ただし、同一家庭の児童が同時に在籍する場合、3人目以降はこれを減免とする。

第26条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第27条(会計審議会) 年度予算案の樹立及び臨時に重要支出を要する場合は、役員・会計監査及び委員長を以て構成される会計審議会を会長が召集し、協議しこれを決する。

付則

第28条(規約改正) 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

第29条(細則) 本規約の施行細則は別に定めるところによる。(「慶弔費規約」、「選挙細則」、「メール連絡網運用細則」、「ホームページ運用細則」、「役員移行細則」)

第30条(個人情報) 個人情報の取り扱いについては別に定めるところによる。(「個人情報取扱いに関する基本方針」、「個人情報取扱方法」)

第31条(発効) 本規約は、2019年5月13日より施行する。